

令和8年5月15日

国土交通大臣

金子 恭之 殿

東京都知事

小池 百合子

都営住宅の建設資材の安定供給、
価格高騰に関する緊急要望

中東情勢は依然として先行きが不透明な状況が続いており、長期化の様相を呈している。原油や石油化学製品の原料となるナフサの多くを中東に依存する我が国にとって、事態の長期化は国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしかねない。

とりわけ、住宅建設分野においては、断熱材、ユニットバス、塗装材等の資材価格が上昇するとともに、一部資材について納入見通しが立たない事態が発生するなど、都営住宅の建設・整備工事の円滑な執行に影響を及ぼし始めている。

都営住宅は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)その他関係法令に基づき、真に住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給するものであり、住宅セーフティネットの中核として、都民生活の安定に不可欠な役割を担っている。また、老朽化した住宅ストックの更新、防災性の向上、脱炭素化への対応など、都市の持続可能性にも寄与するものである。

都営住宅の着実な整備を通じて、住宅に困窮する都民への安定的な住宅供給を継続していくためには、国において、建設資材の安定供給対策及び価格高騰対策を一層強化するとともに、必要な財政措置が不可欠である。

このため、以下の事項を緊急要望する。

1 都営住宅工事に必要な建設資材の安定供給及び価格高騰対策

断熱材、ユニットバス、塗装材、塩ビ管、シーリング材など、住宅建設に必要な不可欠な資材について、供給不足や納期遅延が生じないように、供給の偏りや目詰まり等の実態調査を行い、サプライチェーン全体を通じた実効性ある安定供給対策を徹底して行うこと。

事業者の実情に応じて、資材確保等に伴うコスト増に対する価格差支援を実施すること。

建設資材価格の急激な変動に対し、公共工事設計労務単価及び資材単価への迅速な反映や、スライド条項の適切かつ柔軟な運用が図られるよう、地方公共団体に対する技術的助言及び運用指針を示すこと。

都営住宅整備への影響を最小限に抑えるため、建設資材の需給動向や価格動向に関する情報提供体制を強化し、地方公共団体及び関係事業者との緊密な連携を図ること。

2 都営住宅の整備に係る確実な財源措置

法第7条第1項は、国が、公営住宅の建設等に要する費用について、予算の範囲内で2分の1を補助することを定めている。

しかし、近年、都営住宅の建替事業等に対する社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等の配分が十分ではなく、計画的な維持・更新に支障が生じている。中東情勢の長期化が懸念される中、このままでは、住宅に困窮する都民への適切な住宅供給に重大な影響を及ぼしかねない。

都営住宅が住宅セーフティネットの中核としての機能を果たせるよう、建替事業等の推進に必要な財源として、不足が生じている令和8年度について、予算措置の機会を的確にとらえ、国の責任において社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等を確実に措置すること。